地籍工程管理研修事業実施要領

平成 25 年５月 23 日役員会承認
平成 30 年５月 24 日一部改正
令和元年５月 23 日一部改正
令和２年 11 月 17 日一部改正

第１　目的

この事業は、民間における国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 10 条第２項の規定に基づく委託（以下「２項委託」という。）に係る地籍調査事業の工程管理及び検査業務に精通し、地籍主任調査員等の指導的立場となる専門技術者を育成し、地籍調査事業の適正、かつ迅速な推進に資することを目的として、公益社団法人全国国土調査協会（以下「全協」という。）が、研修を実施し、地籍工程管理士として認定し登録を行うことにより、専門技術者のより一層の活用を図るものとする。

第２　事業の実施

この事業は、全協が独自に実施するものとし、２項委託に係る地籍調査事業の工程管理及び検査等に関する研修（以下「地籍工程管理研修」という。）を毎年実施し、併せて地籍工程管理士検定試験（以下「検定試験」という。）を行うものとする。

第３　地籍工程管理研修

１　受講資格

受講資格は、地籍主任調査員の資格を登録した日後、地籍調査に関する業務又は境界確認作業を伴う地籍調査に類似する業務に３年以上従事した経験（以下「実務経験」という。）を有し、かつ、地籍工程管理研修の申込期日最終日までの間に、有効期間内の地籍主任調査員の登録証を所持している者又はその更新の手続中である者は、実務経験３年以上に達する日に属する暦年に実施する地籍工程管理研修（それ以降に実施する同研修を含む。）の受講資格を有するものとする。

なお、全協が受講資格を審査するにあたっては、学識経験者等による資格審査委員会を全協内に設置し、その判定を得た上で決定するものとする。

２　受講手続及び受講案内周知方法

（１）受講申込

地籍工程管理研修を受講しようとする者は、受講申込書、実務経歴書（地籍工程管理士資格者は不要。ただし、地籍工程管理士の登録証の写しを提出）、地籍主任調査員の登録証の写し及び受講料（口座振込票の写し）を所定の期日までに全協あて提出する。

（２）受講申込の受理通知

受講申込の受理通知は、提出書類を審査の上、申込者本人あてに送付する。

（３）受講料

受講料は、全協会長が別途定める。

（４）受講案内周知方法

全協の会員である都道府県、地籍調査実施市町村、関係諸団体及び民間の地籍調査関係業務従事者を対象に、受講案内等（受験案内を含む。）を全協発行機関誌「国土調査」等に掲載して行う。

３　地籍工程管理研修の内容

地籍工程管理研修の内容は、地籍調査事業の工程管理及び検査に係る全般的事項とする。ただし、２項委託に関する内容を主とする。

受講科目は、次のとおりとする。

（１）地籍調査要論

（２）工程管理及び検査総論

（３）一筆地調査の工程管理及び検査

（４）地籍測量の工程管理及び検査

第４　検定試験

１　受験資格

受験資格は、地籍工程管理研修を受講し（過去に受講した者を含む。）、かつ、検定試験の申込期日最終日までの間に、有効期間内の地籍主任調査員の登録証を所持している者又はその更新の手続中である者とする。

なお、全協が受験資格を審査するにあたっては、学識経験者等による資格審査委員会を全協内に設置し、その判定を得た上で決定するものとする。

２　受験手続

（１）受験申込

地籍工程管理研修を受講するとともに検定試験を受験しようとする者は、受験申込書及び受験料（口座振込票の写し）を所定の期日までに全協あて提出する。

過去に地籍工程管理研修を受講し検定試験のみを受験しようとする者は、受験申込書、地籍主任調査員の登録証の写し及び受験料（口座振込票の写し）を所定の期日までに全協あて提出する。

（２）受験申込の受理通知

受験申込の受理通知（受験番号付与）は、提出書類を審査の上、申込者あてに送付する。

３　検定試験の実施

検定試験は、地籍工程管理研修終了後に行う。

なお、過去に同研修を受講した者は、検定試験のみを受験することもできる。

４　試験科目

試験科目は、次のとおりとする。ただし、２項委託に関する内容を主とする。

（１）地籍調査要論

（２）工程管理及び検査総論

（３）一筆地調査の工程管理及び検査

（４）地籍測量の工程管理及び検査

５　受験料

受験料は、全協会長が別途定める。

第５　合格通知の送付

全協会長は、検定試験の結果において、一定基準以上の知識を修得しており２項委託に係る地籍調査事業の工程管理及び検査業務を適正に遂行できる能力を有すると認められる者に対し、資格審査委員会の判定を得た上で、本人あてに合格通知を送付する。

なお、不合格の場合も、その旨通知する。

第６　地籍工程管理士としての登録

合格通知の交付を受けた者は、全協が定める地籍工程管理士登録規則によって地籍工程管理士の登録をし、地籍調査事業の発展に資するものとする。

第７　認定証の交付

全協会長は、地籍工程管理士登録規則によって地籍工程管理士の登録をした者に対して、認定証の交付を行うものとする。

第８　委任

この要領に定めるほか、地籍工程管理研修及び検定試験の実施に関し必要な事項は、「地籍工程管理研修・地籍工程管理士検定試験ガイドブック」で定める。

附　則（令和元年５月２３日元全国調第１８号）

この要領は、令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和２年１１月１７日２全国調第１１０号）

この要領は、令和３年２月１日から施行する。